

## 独立行政法人航海訓練所第3期中期計画

独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）は、「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間における中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。

### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 組織運営の効率化の推進

「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）、総務省の「独立行政法人航海訓練所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成 22 年 11 月 26 日）及び国土交通省成長戦略（平成 22 年 5 月 17 日）を踏まえ、船員の確保・育成のための基盤整備を図るとともに、より効率的な組織体制を確立する。

内航海運業界から要請の強い内航用練習船を導入することにより、座学教育を担う船員教育機関 15 校（商船系大学 2 校、商船系高等専門学校 5 校並びに独立行政法人海技教育機構の海上技術学校等 8 校）（以下「船員教育機関」という。）等から委託される学生・生徒（以下「実習生」という。）に対する航海訓練のあり方を全般的に見直すとともに、要員の縮減等を含む適切な航海訓練体制を整備する。

#### (2) 人材の活用の推進

航海訓練実施のため必要な役職員を確保するとともに、船員教育機関、海運会社等との連携強化による、教育訓練の質の向上とその効率的な実施、及び海事関連行政機関の知見活用による、組織の一層の活性化を図るため、これらの機関等との人事交流の推進を図る。具体的には、期間中に 200 名程度の人事交流を実施する。

また、職員採用について、必要な要員を安定的に確保するため関係機関等との連携強化を図り、採用ルートの拡大に努める。

#### (3) 業務運営の効率化の推進

内航用練習船の導入等による管理部門の簡素化、アウトソーシングの活用、及び公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施することにより、一般管理費及び業務経費等の経費を削減し、業務運営の効率化を図る。

- ① 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額。）を 6 % 程度抑制する。

また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額

(初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額。) を 2 % 程度抑制する。

② 業務のアウトソーシング

海運業界をはじめとする関係団体等からの講師派遣による、関連業界の現状の講話等、民間の知見を活用した航海訓練業務の充実を図るほか、海事英語訓練の一部を外部委託し、民間開放を継続する。

③ 航海訓練のあり方を全般的に見直すことと併せ、航海訓練業務の効率化を図る。

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 航海訓練の実施

「独立行政法人航海訓練所法」(平成 11 年法律第 213 号) 第 11 条第 1 号に基づき、対象となる実習生に対し、船員教育機関及び海運業界と連携して、同業界に必要な新人船員像を明確にした上で、国の政策に沿って、安全かつ効果的・効率的な航海訓練を実施する。併せて、職員研修及び自己評価体制を充実させること等により、訓練全般の質的向上を図る。

- ① 新人船員像の明確化は、国内外の海事に関する動向を踏まえて、海運業界、船員教育機関、関連団体等との連携の下で行う。
- ② 航海訓練の実施にあたっては、国の政策に沿って、安全かつ効果的・効率的に実施するため、運航技術の革新、海事に関する国際条約の発効・改正、それらに伴う国内法の整備状況等を踏まえ、船員教育機関及び海運業界との役割分担の明確化と連携強化を図る。
- ③ 航海訓練については、海運業界のニーズの反映に努めるとともに、継続して「資質の涵養」及び「基礎的な知識・技能の習得」に力点を置く。なお、資質の涵養に関し、リーダーシップ等に係る訓練が、STCW 条約のマニラ改正によって強制化され、船橋及び機関室内の人と情報を含む資源管理に係る訓練に取り入れられたことに対応する。
- ④ 航海訓練の実施と併せ、船内での共同生活を通じて、船員として守るべき紀律、マナー、行動習慣の習得を図る指導に努め、もってシーマンシップの身に付いた新人船員の育成に努める。
- ⑤ 内航及び外航船員を取り巻く環境の変化に対応する必要がある場合には、民間との役割分担を整理したうえで積極的に対応する。

### (a) 三級海技士養成

三級海技士養成にあつては、日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とし、以下の訓練内容の充実を図る。

- ① 船舶運航及び船員に関する管理能力向上のための実務訓練
- ② 実践的コミュニケーション能力を重視した海事英語訓練
- ③ SOLAS 条約、ISM コード、ISPS コード等、安全・環境及び船舶保安に係る国際的動向に対応した訓練

また、海技者に必要とされる能力を速やかに把握し、その能力を習得させるための訓練の実施を検討する。

平成 21 年度から開始された社船実習制度の一層の円滑な実施に寄与するとともに、役割分担を踏まえた練習船が担う訓練内容の充実・強化を図る。

#### (b) 四級海技士養成

四級海技士養成にあつては、内航用練習船を活用して、若年船員の即戦力化、安全運航及び環境保護に係る能力強化を目的として訓練を抜本的に見直し、訓練内容の充実を図る。

具体的には、導入する内航用練習船での訓練を、内海等を主たる海域として実施することが可能となること等を踏まえ、他の練習船での訓練と適切に組み合わせた、新たな内航船員養成訓練プログラムを策定する。

そのプログラムにおいて、内航用練習船の活用により、内航船の常用する航路での当直業務、錨の揚げ下ろしを含む、出入港業務に係る訓練等の充実を図ることに重きを置く。

これらにより、業界の求める、就職後の早期に単独で業務を担える能力を養成する訓練の実施に努める。

また、内航海運が国内輸送を担う基幹産業であること、さらにモーダルシフトを担う、環境にやさしい大量輸送機関として期待されていること等、その社会的な意義や役割を理解させたうえ、その海運を支える船員としての職業意識及び責任感・自立性の涵養を図る。

これら訓練の充実にあつては、内航船が少人数で、しかも高齢化した船員により運航されている環境を実習生に認識させ、就職後の環境順応能力を高めるため、幅広い年齢層の、練習船乗組員を活用する。

#### (c) その他の航海訓練の実施

その他の航海訓練の実施にあつては、海運業界をはじめとする関係団体等の要望に柔軟に対応して訓練を実施し、それぞれに設定した実習の目的を達成できるよう訓練内容の充実を図る。

#### (d) 実習生の適正な配乗計画

船員教育機関の養成定員、各船員教育機関からの科別、学年別受入実績、社船実習制度における第三者委託及び外国人学生に対する訓練要請等を踏まえるとともに、その養成目的及び関係法令の要件等に基づき、効果的・効率的な配乗を計画する。また、船員教育機関等の養成定員、受託員数等の変更に応じて、実習生の受入計画及び配乗計画の見直しを検討する。

#### (e) 訓練の達成目標

船員教育機関及び海運業界との連携により、海運業界が求める船員像に係る資質の涵養及びニーズを反映した実習生の知識及び技能レベルの達成を図るとともに、

再指導等の徹底により、全員の訓練課程の修了を目指す。

(f) 運航設備・訓練設備等の整備

- ① 練習船の安全運航の確保、環境保護の強化等に対応するため、練習船の保守整備、機器更新、老朽化対策等、及び SOLAS 条約において義務付けられる機器整備を実施する。
  - ア 日本丸大規模修繕
  - イ 環境保護対策設備改修
  - ウ レーダー更新
  - エ 無線・情報通信設備更新
  - オ 船橋当直者警報装置の整備
- ② 改正 STCW 条約マニラ改正によって強制化される訓練、すなわち電子海図取扱訓練、船橋及び機関室内の資源管理に係る訓練を、効率的・効果的に実施するため、電子海図訓練装置、操船シミュレータ、エンジンルームシミュレータ等の訓練機材の導入を図る。
- ③ 社会環境の変化及び運航技術の革新に合わせた航海訓練が可能となるよう、運航設備・訓練設備等の更新整備を計画的に実施する。
- ④ 操船シミュレータ訓練及びエンジンルームシミュレータ訓練の実施にあたっては、同訓練の指導に携わるインストラクタの養成及び訓練プログラムの充実を図り、航海訓練の質の向上を図る。

(g) 海運業界及び船員教育機関等との連携強化

海運業界、船員教育機関等との意見交換会等を年間 20 回程度開催すること等により、これらの業界、機関等からの初級船舶職員に要求される知識・技術レベル及びその他のニーズを的確に把握するとともに、相互の連携強化により、航海訓練の質を向上させる。

(h) 実習生による訓練評価等

- ① 実習生による訓練評価に加え、航海訓練課程を修了した海運業界の海技者による訓練評価を新たに行うことにより、訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善する。
- ② これまでの訓練評価を分析・検証したうえ、訓練資質基準システムに基づき実施してきたマネジメントレビューの改善を図るため、評価の対象内容及び実施回数等を見直し、一層効果的な訓練評価の実施を図る。

(i) 職員研修

- ① 職員の資質・能力の向上を図り、人材の適切な配置及び業務の効率化に資するため、職務別及び階層別に体系付けた職員研修計画を適切・確実に実行する。
- ② 外部への委託研修のほか、職員の知見を活用した内部研修を推進し、期間中延べ 550 名以上の職員に対して研修を効率的に実施する。

- ③ また、航海訓練・研究活動の活性化を図るため、計画的に世界海事大学等の教育研究機関に留学させることを検討する。

(j) 安全管理の推進

- ① 安全管理システム（SMS）及び船舶保安のシステムに基づく監査・審査の結果の反映を含め、定期的にそれらのシステムの点検・見直しを行うことにより、システムの維持・改善を図り、もって船舶安全運航の確保、海洋環境の保護、及び船舶保安の維持を図る。
- ② 国際安全管理規則（ISM コード）の改正に伴い、SMS に新たに導入したリスクアセスメント、及び SMS に基づく報告文書（ヒヤリハット報告等）の情報の分析結果の活用等を適切に実施し、自己点検・リスク管理の更なる向上を図ることにより、適正な安全管理を推進する。
- ③ 台風接近時等自然災害の発生する恐れのある状況における陸上からの支援について、情報通信技術を有効活用した練習船隊支援体制の強化・定着を図る。
- ④ 緊急事態を想定した組織としての演習について、国内外の発生場所や事態の多様性を考慮するほか、他の組織との合同演習を視野に、その内容を充実・強化し、緊急事態の対応能力の向上を図る。
- ⑤ 毎年新たな目標を定めて策定する健康保持増進計画に基づく活動を推進し、練習船乗組員の自主的な健康管理を支援する体制を充実する。また、乗組員・実習生の「心の病」を予防するため、メンタルヘルスに関する相談・指導・助言体制を充実する。

(2) 研究の実施

「独立行政法人航海訓練所法」第 11 条第 2 号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえ、組織内グループ研究体制の強化・充実を図る。また、船員教育訓練及び船舶運航技術に関する研究活動に重点を置いて、独自の研究と船員教育機関等との共同研究とを併せ行い、その研究の成果を航海訓練に活用するとともに、海上輸送の安全及び環境保護に資する。

具体的には、①安全な海上輸送を確保するための船舶運航技術、②国際条約に基づく航海訓練・船員としての資質教育、③ヒューマンエレメント、④環境保護、等の分野のテーマを掲げて研究を効果的に行い、得られた成果の反映に努める。

以上に関連し、期間中に以下の達成を図る。

(a) 研究件数

研究件数については、期間中に独自研究 30 件程度、共同研究 25 件程度を実施する。

## (b) 研究活動の活性化

第 2 期中期目標期間中に導入した研究成果の指標による年度毎の研究評価を確実に実施し、また、船員教育機関及び外部研究機関との研究交流の推進等により、研究活動を一層活性化する。

## (3) 社会に対する成果等の普及・活用促進

「独立行政法人航海訓練所法」第 11 条第 3 号に基づき、船員教育訓練の知見及び研究成果の普及・活用、並びに海事思想の普及を図り、組織の社会的責任を全うする。

特に、帆船を運航する等の組織の特徴を活用し、一般国民の海への関心を高め、もって海事産業の次世代人材確保・育成に貢献する活動を推進する。

併せて、業務活動及び業績評価に関する広報を積極的に推進する。

## (a) 技術移転等の推進

- ① 国土交通政策と連携するため、海事関連行政機関及び国内外の教育・研究機関等から、期間中に 15 機関程度、合計 300 名程度の研修員を受け入れ、船舶運航技術、船員教育訓練及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を積極的に実施する。
- ② 海外の政府機関等の要請に応じ、期間中に 5 名程度の船員教育専門家を派遣する。
- ③ 関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員等として、期間中に延べ 95 名程度の職員を派遣する。

特に、IMO の船員教育に係る委員会等に、継続して、期間中に 6 件程度の船員教育専門家を派遣し、知見の活用と他国との連携を図る。また、これまで築いた海外とのネットワークを活用した交流を図り、国際的連携を深める。

## (b) 研究成果等の普及・活用

- ① 研究成果の普及・活用を推進するため、定期的に刊行物として公開するほか、航海訓練所のホームページにその概要を掲載する。
- ② 研究成果の積極的な情報開示に努め、国内外の船員教育機関が取り組むべき新たな教育訓練の方法を広く提言する。また、船舶の安全運航、CO<sub>2</sub>削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関して、練習船で取り組むことが可能な研究については、積極的に船員教育機関等と提携し、実船による諸データ及びその解析結果等を広く提供する。
- ③ 30 件程度の論文発表並びに 30 件程度の学会発表を行う。

## (c) 海事思想普及等の推進

国民の海への関心を高め、国民生活を支える海上輸送、それを担う海運及び海運を支える船員の重要性や、航海訓練を含む船員教育の意義・役割に対する理解を深めるための活動について、国土交通省、船員教育機関、関連業界・団体等との連携強化を含め、より効果的な方策を企画し、推進する。

- ① 国や地方自治体等が主催する各種イベント等への、集客力の高い練習船の積極的参加等により、国又は地域等との連携を図りつつ、社会・経済活動への寄与をも視野に入れた活動を推進する。具体的には、一般公開及びシップスクール（練習船見学会を含む）を年 45 回程度実施する。
- ② 学校教育及び社会教育にて行われる海洋に関する教育と連携した、練習船上における、参加・体験型の活動を企画し、推進する。
- ③ マスメディア、インターネット、広報誌等を活用し、組織の業務計画、実績、業績評価等を広く一般に発信する。併せて広報コミュニケーション活動を推進する。

#### (4) 内部統制・コンプライアンスの充実・強化

- ① 自己点検・評価体制を構成する様々な仕組みごとに有する監査・調査機能の確実な発揮、仕組みの相互の連携強化、その体制自体の定期的な見直し、及びより積極的な外部知見の活用を図るとともに、中期計画等に基づく業務の実績に係るモニタリング機能を強化することにより、内部評価委員会を充実・強化する。
- ② 全ての職員が、その体制を構成する仕組みの、いずれかに直接携わっていることについて、周知・確認するとともに、意見・提案等を求めることを推進する。
- ③ 倫理・コンプライアンスに係る教育の計画的な実施等、その充実を図る。
- ④ 上記各項の確実な実施により、組織の意思決定プロセスの強化を含め、内部統制・ガバナンスの強化を図り、もって組織の目的の効果的かつ効率的な達成を図る。

#### (5) 業務運営の情報化・電子化の取組

練習船と陸上組織を繋ぐ情報通信ネットワークを一層活用した業務運営の効率化を図るため、業務運営の情報化・電子化を推進する。その推進にあたっては、情報セキュリティ対策の向上を図る。

### 3. 予算、収支計画及び資金計画

#### (1) 自己収入の確保

組織の業務の範囲内において、自己収入の確保を図る。  
具体的には、以下の事項について実施する。

- ① 訓練受託費について、船員教育機関との協議のうえで段階的な引き上げを図る。  
（平成 27 年度 11,000 円）
- ② 教科書等の販売等を開始する。
- ③ 運航実務研修の研修受託費を引き上げる。
- ④ 外航海運会社に加え、内航海運会社等についても受益者負担の在り方を検討する。

## (2) 予算

| 区 別      | 金額（百万円） |
|----------|---------|
| 収入       |         |
| 運営費交付金   | 27,648  |
| 施設整備費補助金 | 230     |
| 船舶建造費補助金 | 1,350   |
| 業務収入     | 626     |
| 計        | 29,854  |
| 支出       |         |
| 業務経費     | 7,997   |
| 施設整備費    | 230     |
| 船舶建造費    | 1,350   |
| 一般管理費    | 944     |
| 人件費      | 19,333  |
| 計        | 29,854  |

[人件費の見積り]

期間中総額 15,797 百万円を支出する。

但し、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

○運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当所要額

(ア) 基準給与総額

23 年度・・・・・・所要額を積み上げ積算

24 年度以降・・・・前年度人件費相当額－前年度退職手当所要額

(イ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち  
平年度化額－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の  
給与総額のうち当年度分

(ウ) 退職手当所要額

当年度に退職が想定される人員ごとに積算

(2) 前年度給与改定分等（24 年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額  
なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。  
運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。



## 2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く） $\times$ 一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ） $\times$ 消費者物価指数（ $\gamma$ ） $+$ 当年度の所要額計上経費 $+$ 特殊要因

## 3. 業務経費

## 教育経費

{前年度教育経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く） $\pm$ 学生数等の当年度増減に伴う額} $\times$ 業務経費の効率化係数（ $\beta$ ） $\times$ 消費者物価指数（ $\gamma$ ） $\times$ 政策係数（ $\delta$ ） $+$ 当年度の所要額計上経費 $+$ 特殊要因

## 4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ $\gamma$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ $\delta$ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課、保険料等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要に応じ計上

## 〔注記〕前提条件：

一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）：中期計画期間中は 0.97 として推計

業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）：中期計画期間中は 0.99 として推計

消費者物価指数（ $\gamma$ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

政策係数（ $\delta$ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は 0 として推計

特殊要因：中期計画期間中は 0 として推計

- ・ 自己収入を増加させる方策として、新規事業によるもの、既存の自己収入の引き上げ等【再掲】

## (3) 平成 23 年度～平成 27 年度収支計画

| 区 別      | 金額（百万円） |
|----------|---------|
| 費用の部     | 28,487  |
| 経常経費     | 28,487  |
| 業務費      | 25,936  |
| 受託経費     | 0       |
| 一般管理費    | 2,338   |
| 減価償却費    | 213     |
| 収益の部     | 28,487  |
| 経常収益     | 28,487  |
| 運営費交付金収益 | 27,648  |
| 受託収入     | 0       |
| 業務収入     | 626     |
| 資産見返負債戻入 | 213     |
| 純利益      | 0       |
| 目的積立金崩額  | 0       |
| 総利益      | 0       |

注) 航海訓練所における退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

## (4) 平成 23 年度～平成 27 年度資金計画

| 区 別           | 金額（百万円） |
|---------------|---------|
| 資金支出          | 29,854  |
| 業務活動による支出     | 28,274  |
| 投資活動による支出     | 1,580   |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 0       |
| 資金収入          | 29,854  |
| 業務活動による収入     | 28,274  |
| 運営費交付金による収入   | 27,648  |
| 業務収入          | 626     |
| 投資活動による収入     | 1,580   |
| 施設整備費補助金による収入 | 230     |
| 船舶建造費補助金による収入 | 1,350   |

## 4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金限度額は、1,200 百万円とする。

## 5. 重要な財産の処分等に関する計画

期間中に整備を計画している内航用練習船の建造状況を勘案し、次の処分を計画する。  
(財産の内容) 練習船「大成丸 (5,887 トン)」

## 6. 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、航海訓練の質の向上及び練習船の安全運航を確保するための措置に充てる。

- (1) 施設・設備、訓練機材等の整備、安全管理及び研究調査の推進
- (2) 燃料油の高騰等による練習船の運航経費の不足

## 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 施設・設備に関する計画

組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

特に、内航用練習船の導入に当たっては、建造費の抑制とともに、建造に係る業務運営の効率化に努める。

#### ① 航海訓練の実施に必要な内航用練習船の建造を行う。

| 施設・設備の内容             | 予算額<br>(百万円) | 財源                          |
|----------------------|--------------|-----------------------------|
| 航海訓練所<br>練習船「大成丸」の代船 | 1,350        | 独立行政法人<br>航海訓練所<br>船舶建造費補助金 |

(注1) 国の債務負担行為により、国からの建造費補助金の交付を3カ年間受けた後に民間から調達した資金を長期間に渡って返済する建造方式による。

#### ② 海技士養成に必要な訓練の機材・設備の整備を図る。

| 施設・設備の内容              | 予定額<br>(百万円) | 財源                              |
|-----------------------|--------------|---------------------------------|
| 教育施設整備費               |              | 独立行政法人<br>航海訓練所<br>施設整備費<br>補助金 |
| オンボード操船シミュ<br>レータ施設整備 | 150          |                                 |
| エンジンルームシミュ<br>レータ施設整備 | 80           |                                 |

(注 2) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等を追加する等、変更されることもある。

(2) 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、保有の必要性について検証する。

(3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5 % 以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を 23 年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。

(注) 対象となる「人件費」の範囲は、常勤役員及び常勤職員に支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額とし、退職手当、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。

(4) 独立行政法人航海訓練所法(平成 11 年法律第 213 号)第 12 条第 1 項に規定する積立金の使途

第 2 期中期目標期間中からの繰越積立金は、第 2 期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第 3 期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

(5) その他

中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を図る。